

# 健やか生きいきプラン

(概要版)

天草市高齢者保健福祉計画

天草市介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）▶令和8年度（2026年度）



令和6年3月  
熊本県 天草市

## ● 計画策定の背景

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設され、高齢化のさらなる進展や社会状況の変化を背景に、これまで数度の制度改正が行われながら、高齢者の介護にはなくてはならないものとして定着してきました。

高齢者福祉を巡る社会動向について全国的にみると、昨今では高齢者数の増加による高齢化率の上昇が多く地域で見受けられます。一方、天草市（以下「本市」という。）では、高齢者の人口動態は大きな転換期を迎えており、増加傾向にあった高齢者数は、令和3年をピークに減少傾向に転じました。

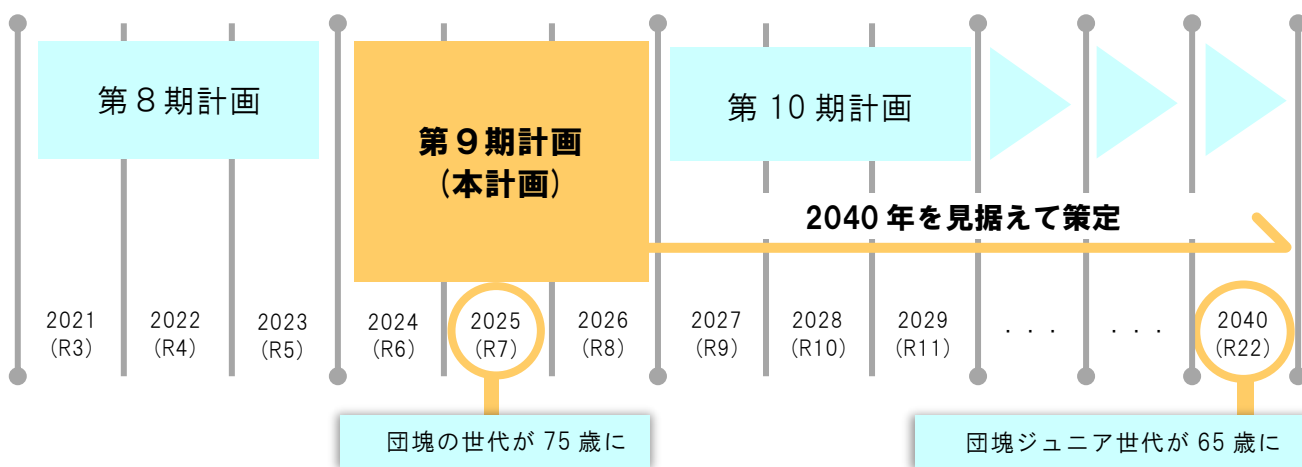
本市の高齢者人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれていますが、65歳未満の現役世代の減少幅が大きくなることも見込まれており、さらなる高齢化率の上昇が予想されます。

そのため、引き続き高齢者の自助努力を中心とし、地域全体での支援体制を構築する「地域包括ケアシステム」を充実させ、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる包括的・重層的な支援体制を整えていく必要があります。

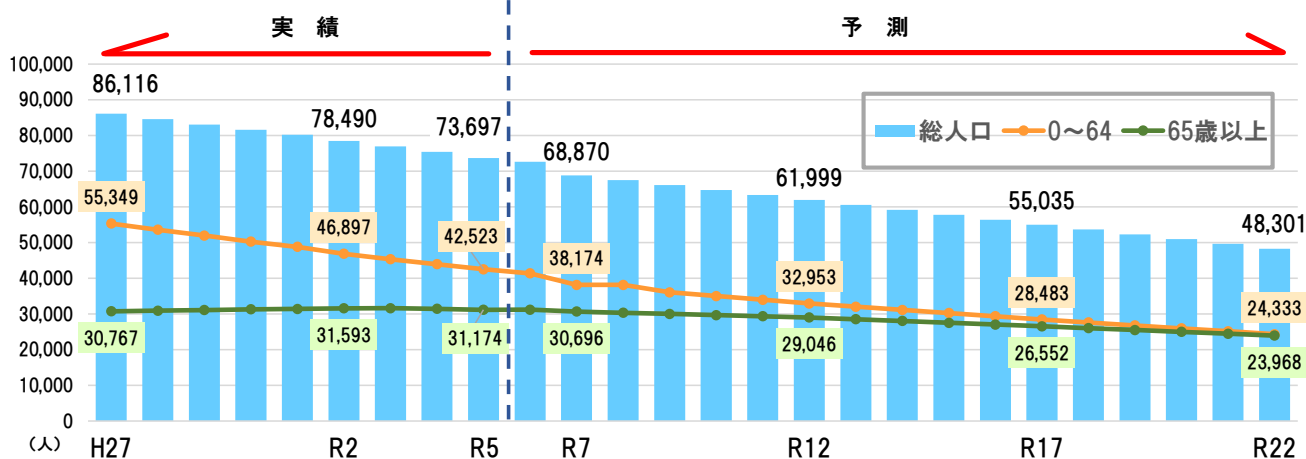
本市では、これまでの取組みの方向性を引き継ぎつつ、国の制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、将来的に持続可能で安定した介護保険事業の推進と、高齢者福祉のさらなる充実に向け、基本的な方針と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画 ～健やか生きいきプラン～」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ● 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、団塊ジュニア世代が高齢者となり、15歳から64歳までの生産年齢人口が急減する令和22年(2040年)を見据えた計画とします。



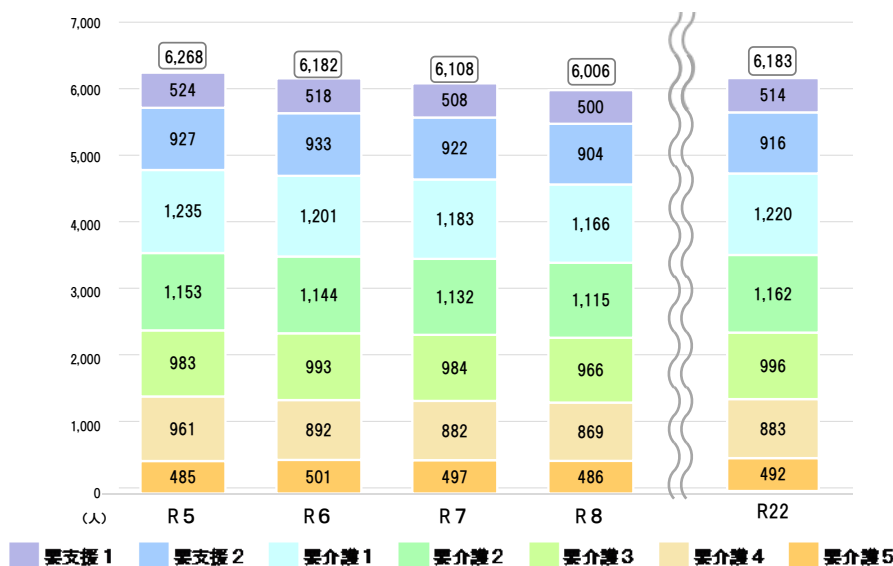
## ● 天草市の年代別人口の推移と予測



※平成 27 年～令和 5 年：住民基本台帳（各年 9 月末現在）※令和 6 年以降は市の独自算出

合併当初 99,181 人だった本市の総人口は、令和 5 年 9 月末現在 73,697 人となっており、この 17 年間で 25,484 人減少し、1 年あたり約 1,500 人のペースで減少したことになります。年代別でみると、65 歳以上の高齢者人口は微増傾向ながらほぼ横ばいで推移していますが、64 歳以下人口は減少し続けており、総人口の減少数を上回っています。今後、高齢者人口は緩やかに減少していきますが、64 歳以下人口は、高齢者人口の減少数を上回る減少が続くと予測され、将来的には高齢者と 64 歳以下の人口が同数程度になると考えられます。

## ● 要介護等認定者の推計



性別、年齢階級別の推計人口を基に、これまでの要介護認定率の推移を勘案し、要介護等認定者数を推計しています。認定者数については減少傾向が続くとみられ、令和 8 年には認定者総数が 6,006 人となる見込みです。

## ●天草市の展望

### 第8期計画の展望



**若い世代の人口減少**  
専門職サービスの供給量が減少



**支援を要する高齢者の増加**  
サービスの需要は高まる



### 今後の展望



**若い世代の人口激減**  
サービス供給を担う人材が激減



**支援を要する高齢者の減少**  
サービスの需要はやや減る



本市の高齢化は、高齢者人口の減少を上回る、若い世代の急激な減少によるものです。現時点では、支援を必要とする高齢者人口が減少傾向にあることから、医療・介護等専門職サービスが提供できている状況ですが、今後は支援を必要とする高齢者人口以上に、それを支えていく若い世代の人口が減少するという予測がされているため、医療・介護等サービス需要に対して、供給が追いつかない状況に陥ることが予想されます。

このような将来を見据えた上で『必要とする人が、必要なサービスを利用できる体制を維持していく』ためには、専門職によるサービス提供体制の整備だけでなく、地域支援等により効果的な予防活動を行い、支援を要する高齢者の抑制を図っていくほか、地域活動に積極的に参加してもらい、若い世代から高齢者まで一人ひとりがお互いを支え合う地域づくりが必要です。

支援を要する高齢者の抑制及び一人ひとりが支え合う地域づくりを目指して、これまでに引き続き、介護予防の推進や地域支援の体制づくりに取り組めます。



# ● 基本理念と計画の柱

本計画においては、基本理念を「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い 自分らしい生活を営むことができる地域共生社会」とし、その実現に向けて2つの計画の柱を設定し施策を展開します。

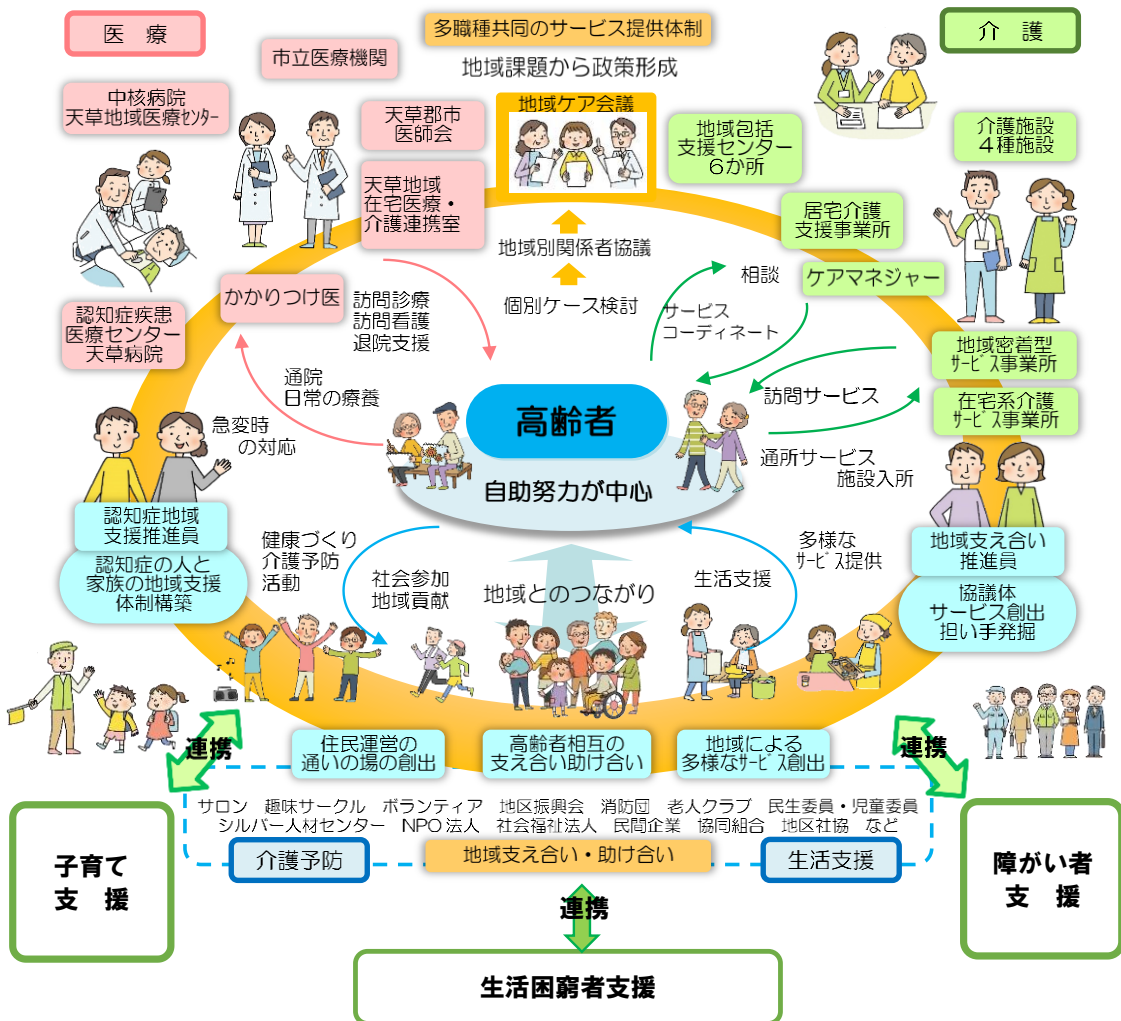
## 基本理念

高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い  
自分らしい生活を営むことができる地域共生社会

## 計画の柱

- 高齢者及びその家族の安全・安心な暮らしの保障及び安心して暮らせる環境を整備することを  
目指した「**誰もが安心して暮らせる体制づくり**」
- 本市に住む高齢者一人ひとりが、認知症等を予防し、いつまでもいきいきと活動していくための  
制度等を整備する「**健康で生きいきと暮らせる仕組みづくり**」

### 天草市が目指す地域包括ケアシステムの姿



# 1. 誰もが安心して暮らせる体制づくり

## (1) 地域包括支援センターの機能強化

### ◎包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域包括支援センターの運営）

本市の区域を6分割して地域包括支援センターを委託設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に①相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と要支援・事業対象者の介護予防ケアマネジメント事業を一体的に実施しています。

その他、指定介護予防支援事業者としての業務、地域ケア会議の実施及び在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携業務など多岐にわたった業務を運営しています。

地域共生社会を実現するため、医療・保険・福祉分野等の多分野の相談支援との連携を図り、多様化、複雑化する高齢者のいる世帯の課題に対応します。

## (2) 地域ケア会議の推進

### ◎地域ケア会議推進事業

地域包括ケアシステム構築を推進するため、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ることを目的に、地域包括支援センターの主催による「個別版」「ケアマネジメント版」「地域課題検討」を実施しています。

地域課題をとりまとめ、「介護予防」「生活支援体制」「認知症施策」「在宅医療・介護連携」など、社会基盤の整備をさらに進めるため地域ケア推進会議等の各会議体と連動し課題を検討することとしています。

個別ケースの検討が介護支援専門員のケアマネジメント支援だけでなく、サービス提供にもつながるよう推進します。また、明らかになった地域課題を地域住民や関係機関へフィードバックする機会を増やし、事業との連動を強化し、地域ケア会議の5つの機能をさらに充実させていきます。

## (3) 在宅医療・介護の連携強化

### ◎在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を行います。

## (4) 生活支援の充実

### ◎生活支援体制整備事業

医療・介護サービスの提供のみならず、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

### ◎配食サービス事業

一人暮らし等の高齢者の中で、自力での調理や食事の調達が困難な人に対して、食事を提供することにより、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、高齢者の自宅を定期的に訪問することによる見守り活動を行います。

### ◎ショートステイ事業

家族の都合等により居宅での支援が困難となった場合や一時的に保護を要する場合に、施設において日常生活上の必要な支援を行うことで、孤立感の解消、自立生活の支援及び家族等の介護負担の軽減を図ります。

### ◎外出支援事業

寝たきり等のため一般の交通手段を利用することが困難な人や身体障がい者及び70歳以上の高齢者を対象に、外出する際の支援として「介護タクシー料金助成事業」「福祉タクシー料金助成事業」「福祉バス運行事業」を実施しています。

### ◎緊急連絡体制整備事業

虚弱な高齢者や身体障がい者等の世帯に緊急通報端末装置を無償で貸与し、急病や火災等による緊急事態や各種相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。

## (5) 住まいの安定的な確保

### ◎住宅改造助成事業

在宅の要支援認定者または要介護認定者及びこれと同等程度と認められる人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。

### ◎住宅改修支援事業

要介護認定者と要支援認定者が居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給を受けるために必要な理由書の作成を支援しています。

### ◎養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上の高齢者で、環境上・経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な人に入所を措置します。

### ◎生活支援ハウス入居措置事業

住居機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、市内に1か所設置しています。  
高齢のため独立して生活することに不安がある高齢者の在宅生活を支援するために、必要に応じて住居を提供します。

## (6) 家族介護支援の充実

### ◎家族介護者交流事業

要介護1以上（同程度含む）の高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、介護者交流会や日帰り旅行など介護者がリフレッシュできる事業を開催します。

年に1地域2回程度、社会福祉協議会に委託して実施します。

### ◎家族介護用品支給事業

要介護4もしくは5と認定された高齢者を在宅で介護している家族に対しおむつ等の介護用品を支給しています。

### ◎寝たきり老人等介護者手当支給事業

要介護4もしくは5の認定を受けた人、または要介護3で認知症の中程度以上（認知症自覚度Ⅱb以上）にある人を1年以上、在宅で介護している人に年額10万円の手当を支給しています。

## (7) 生産性向上の推進

### ◎介護職員研修受講支援事業

市内における介護保険サービス等の安定供給を図るため、介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所に就業する者に対し、研修受講に要した費用を助成します。

### ◎介護人材の確保

県や関係機関と連携し、元気高齢者の介護助手としての活躍を促進していきます。

また、介護支援ボランティア等の活躍の周知を行いながら、事業所とボランティアがうまくつながるように支援していきます。

### ◎介護人材の育成・魅力発信

子どもの頃から高齢者とのかかわりを持つことで、介護の仕事が、社会的に認知・評価され、若い世代を中心に魅力ある職業として就労の選択をするきっかけになるよう、介護の魅力発信に取り組みます。

### ◎外国籍労働者に関する情報発信

人口減少に伴う、人材不足軽減のため外国籍労働者の雇用を行っている企業もあります。しかし、外国籍労働者の雇用に関しては課題もあるため、各事業所の事例の共有や、国や県の情報を発信し、雇用のきっかけにつなげていきます。

### ◎業務改善（介護ロボットやICT等の活用事例等）の周知

国・県の補助制度の積極的な情報発信を行うことで、業務の効率化を促進します。また、介護現場の業務が改善され、働きやすい職場の環境づくりへつながるよう支援します。

### ◎介護職員の処遇改善の推進

介護職員処遇改善加算等に関して、未算定事業所の把握に努め、必要に応じて、事務手続きの相談支援や介護労働安定センター等の相談先の紹介を行います。処遇改善により職場環境を整えることで働きやすい環境の充実を図ります。



## ◎介護サービス事業所等による申請手続きの簡素化

業務効率化の観点から、介護分野の文書に要する負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きの簡素化を進めます。

保険者への提出書類削減や、電子申請・届出システムを導入し、申請方法を事業者の選択によることで、事業所の更なる負担軽減を図ります。

## (8) 災害や感染症に対する備え

### ◎感染症の予防とまん延防止対策の実施

日頃から事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知・啓発に加え、必要物資の備蓄を進めるよう働きかけます。また、感染症発生時に備えて平時からの協力医療機関との連携体制の構築を促します。

また、地域のサロンや通いの場においては、高齢者が安心して介護予防活動ができるよう、感染予防対策について周知啓発を実施することで、市民に感染症に対する正しい知識の取得を促し、適切な対策ができるように努めます。

### ◎災害対策の充実

福祉避難所の整備、県や他市町、関係団体が連携した支援・応援体制の構築を図るとともに、日頃から介護事業所と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況について確認します。また、水防法並びに土砂災害法の定めにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、天草市地域防災計画に名称及び所在地が記載されている要配慮者利用施設に対して、適切な対応が行われているか、定期的に指導・確認を実施します。

## (9) 効果的・効率的な介護給付の推進

### ◎介護給付適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適正に提供するよう促すことで、受給者にとって、適正な介護給付を推進し、適切なサービスを確保しつつ、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、不適切な給付を削減する等、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

適正化主要5事業（①要介護認定の適正化 ②ケアプラン点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知）から主要3事業（Ⅰ要介護認定の適正化 Ⅱケアプラン等の点検 Ⅲ医療情報との突合・縦覧点検）に再編されました。

「令和6～8年度天草市介護給付適正化計画」を策定し、主要3事業等に取り組みます。

## 2 健康で生きいきと暮らせる仕組みづくり

### (1) 介護予防活動・認知症予防・認知症施策の推進

#### ◎介護予防普及啓発事業

本市の高齢者の現状と介護予防の取組みについて普及啓発を行います。

- ①基本的な知識を普及するためのパンフレットや資料作成、介護福祉サービスガイド等の配布
- ②有識者等による講演会や相談会の実施(通いの場の交流会や介護予防教室等)
- ③出前講座や地域の各団体や住民主体の活動の場への普及啓発活動

#### ◎地域介護予防活動支援事業 (通いの場登録団体創出・継続支援、ふれあいいきいきサロン活動支援)

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を支援します。

#### ◎地域リハビリテーション活動支援事業

住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士)等の関与により、地域における介護予防の取組みを強化します。

#### ◎介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者及び総合事業のみを利用する要支援認定者に対して、適切なアセスメントを実施し、利用者の状況を踏まえた目標を設定して自助努力・地域の資源・介護予防・生活支援サービス等の利用について検討し、介護予防ケアプランを作成します。

#### ◎訪問型サービス事業

事業対象者及び要支援認定者の心身機能の維持回復と地域における自立した生活を目指し、訪問による日常生活上の支援を行います。

#### ◎通所型サービス事業

事業対象者及び要支援認定者に対して、運動等身体機能の維持・向上及び介護予防に資すると考えられるサービスを通所により提供します。

#### ◎地域介護予防活動支援事業 (認知症予防の推進・脳いきいきサポーター養成・フォローアップ研修)

認知症予防を地域に広げる取組みとして、認知症予防プログラムの実践を行うサポーターを養成し、通いの場やサロン等の地域活動の場での実践につなげ、身近な地域で、元気な頃から継続的に認知症予防活動に取り組める場づくりを進めます。

#### ◎認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援推進事業)

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。

### ◎認知症総合支援事業 （認知症地域支援・ケア向上事業）

認知症の容態の変化に応じて必要な医療、介護及び生活支援の各サービスを有機的に連携、ネットワーク化させ、認知症の人に対して効果的な支援が行なわれる体制を構築します。また、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組みを推進します。

### ◎認知症サポーター等養成事業

地域住民が認知症について理解を深め、見守り体制を構築するため、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成します。

認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続するため、「認知症の理解者」を地域に多く創出していくための取組みを実施します。

### ◎権利擁護業務（高齢者の虐待防止）

専門的・継続的な視点から、高齢者の権利を守るために権利擁護の企画・運営、相談窓口の普及・啓発、及び相談対応を行っています。あわせて関係機関と連携して対応することにより、高齢者が尊厳ある生活ができるように取り組んでいます。

### ◎成年後見制度利用支援事業

高齢者が尊厳をもった生活を継続していくため、成年後見制度等の利用を支援しています。親族等による成年後見制度の申立てが困難な者に対し、市長申立てを行います。

### ◎権利擁護人材育成事業 （市民後見推進事業）

認知症高齢者や単身高齢者の増加により、成年後見制度の必要性は高まっています。判断能力の低下した高齢者の諸課題に対応するため、弁護士等の専門職による後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（市民後見人）を養成し、地域で安心して生活できるよう支援体制を構築します。

### ◎認知症対応型共同生活介護事業所の 家賃等助成事業

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用している低所得者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成を行います。



## (2) 地域社会で活動や貢献ができる機会づくり

### ◎地域介護予防活動支援事業 (介護支援ボランティア)

高齢者の社会参加や地域貢献を推進し、介護予防や生きがいづくりにつなげるため、施設等で行ったボランティア活動の時間に応じて、ポイントを付与し、年間の獲得ポイント数により商品券(天草宝島券)を交付します。

### ◎老人クラブ活動の活性化

老人クラブはおおむね60歳以上の会員で組織し、「健康・友愛・奉仕」のスローガンのもと、会員同士が互いに支え合い地域社会に貢献できるよう、健康づくり・介護予防活動・地域支え合い活動・地域の安心安全を守る活動を展開しています。

60歳から70歳代へ老人クラブへの入会を働きかけるなど、後方支援を行います。

### ◎シルバー人材センターへの加入・就労促進

高齢者の就業機会の拡大と高齢者の知識や技能を活かした生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターに対し運営補助を実施しています。また、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業にて、女性の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、人手不足分野等での高齢者の活躍の場の創出を推進する取り組みを行っています。

### ◎住民支え合い活動推進事業 (シルバーヘルパー)

一人暮らし等の高齢者や障がい者等に対して、老人クラブ会員の元気高齢者グループであるシルバーヘルパーが定期的な訪問活動や地域住民の自主グループ活動の育成を行い、高齢者等の在宅生活を支援しています。併せて、活動を通じた高齢者の社会参加及び役割・出番づくりを図ります。

### ◎老人福祉センター等

老人福祉センターは、各種教室、勉強会、レクリエーション、発表会等を開催し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりなど「つどいの場」の拠点として機能しています。

在宅介護支援サテライト施設では、高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で生活するための拠点施設として介護予防事業、障がい者の生活支援事業、子育て支援事業に取り組んでいます。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

### ◎高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

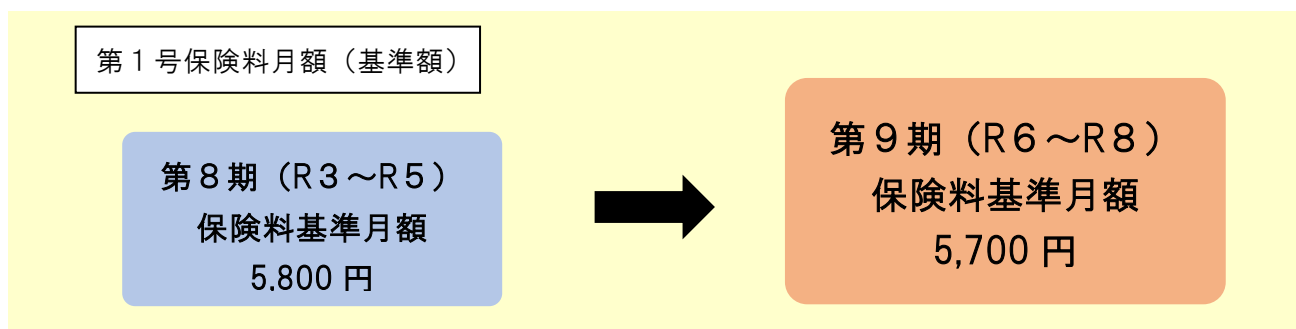
フレイル対策において重要な生活習慣病と運動機能の低下の予防と社会的な関わり維持のため、保健・介護・医療分野が連携して健康づくりと介護予防を一体的に進める体制づくりを進めます。

## ● 第 1 号 保 険 料 額 の 設 定

総事業費の見込みから第1号被保険者の介護保険料を算定することになりますが、介護保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得に応じた段階を設けて負担することとなっており、低所得者の負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じた設定となっています。

本計画期間から国において標準所得段階の見直しが行われ、本市においても、国の標準所得段階に合わせ、13段階の設定及び9段階以降の所得段階要件を変更し、高所得者層の介護保険料率を一部引き上げ、低所得者層においては一部引き下げを行います。

また、第9期の介護保険料基準月額、第8期から100円引き下げ、5,700円となりました。



### ○ 第9期計画の所得段階及び介護保険料率

	段階	対象者	基準額に対する保険料率	保険料（月額）	保険料（年額）
第9期 令和6年度 ～ 令和8年度	第1段階	・ 高齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税） ・ 生活保護受給者 ・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285	1624.5円	19,494円
	第2段階	・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.485	2764.5円	33,174円
	第3段階	・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.685	3904.5円	46,854円
	第4段階	・ 世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	5,130円	61,560円
	第5段階	・ 世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	<b>基準額 5,700円</b>	68,400円
	第6段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,840円	82,080円
	第7段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,410円	88,920円
	第8段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	8,550円	102,600円
	第9段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	9,690円	116,280円
	第10段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	10,830円	129,960円
	第11段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	11,970円	143,640円
	第12段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	13,110円	157,320円
	第13段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	13,680円	164,160円

## ● 計画の推進体制

### 1. 市民、サービス提供機関、行政の役割

本計画の基本理念は、地域全体の目標として、地域を支える市民、サービス提供機関、行政が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことを目指しています。

#### (1) 市民の役割

市民は、常に健康の維持や増進を図るとともに、医療や介護が必要な状態になった場合でも、できるかぎり自立した生活が送れるよう努力することが大切です。

#### (2) サービス提供機関の役割

公的サービスの担い手として、社会的役割の重要性を十分理解し、地域とのつながりを保ち、地域福祉活動に貢献することが求められます。

#### (3) 行政の役割

本計画を推進するため、主な取組みとして掲げた事業を効率的に運営していくとともに、市民やサービス提供機関の活動体制を支援していきます。事業の運営にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、計画の進捗状況を検証し、より効果的な運営を推進します。

### 2. 庁内関係部局の連携強化

高齢者の社会的孤立を解消するため、今までの介護予防に加え、誰でも集える地域の居場所を創出し、人とのつながりを回復させることが重要です。

介護保険サービス利用者(被保険者)と密接に関連する保健・医療・福祉の施策を担う関係部局はもとより、まちづくり関係部局や各支所と連携し、高齢者が求める地域の実現を推進します。

### 3. 進捗状況の点検

本計画の進捗状況を客観的に評価し、総合的な高齢者保健福祉の推進方法などを検討するため、被保険者などの市民代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者などで構成する「天草市高齢者保健福祉事業審議会」において、PDCA サイクル（計画の作成－実施－点検－評価－改善）による進捗管理を進めていきます。



## **健やか生きいきプラン（概要版）**

天草市高齢者保健福祉計画

天草市介護保険事業計画

令和6年3月発行

発行：天草市

URL：<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp>

編集：天草市健康福祉部 高齢者支援課

〒863-8631 天草市東浜町8番1号

電話：(0969)23-1111 FAX：(0969)27-0155

e-mail：[amakusa-kourei@city.amakusa.lg.jp](mailto:amakusa-kourei@city.amakusa.lg.jp)

